

様式 1

市長	部長	班長	班員
	部長	班長	班員

災害情報記録票

平成	年	月	日	発信者	取扱者
	時	分			
件名					

※ 本部長の発する指令及び各部長、班長が発する指示連絡並びに県、関係機関等からの連絡、報告、要請等を受け付けた職員は、記録を励行し、受付、伝達及び措置の確実を期するものとする。
 なお、この記録は、応急措置が完了し、当該記録が不要になるまでこれを保存しておくものとする。

様式 2

部関係 被害状況 概況 確定 報告書				
災害の原因				発信機関
災害発生の日時	年	月	日 時 分	発信者
災害発生地域				
報告の期限	月	日	時現在	報 発信者
区 分	単 位	数 量	被害金額	備考

※ 被害状況報告は、区分ごとに累計で行う。また、被害金額は省略することができる。

(1) 概況報告
各部の被害報告の取りまとめ班長は、災害が発生したときから直ちに調査し、毎日被害状況に変化がある都度、総務班長に報告するものとする。

(2) 確定報告
各部の被害報告の取りまとめ班長は、災害の状態が終了し、各部の被害状況が明確になったときに総務班長に報告するものとする。

様式3 「火災・災害等即報要領」に基づく報告様式

第1号様式（火災）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

※ 爆発を除く。

火災種別	1 建物 2 林野 3 車両 4 船舶 5 航空機 6 その他					
出火場所						
出火日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)		(鎮圧日時) 鎮火日時	月 日 時 分 (月 日 時 分)		
火元の業態・用途			事業所名 (代表者氏名)			
出火箇所			出火原因			
死傷者	死者(性別・年齢) 人		死者の生じた理由			
	負傷者	重症 人 中等症 人 軽傷 人				
建物の概要	構造 階層		建築面積 延べ面積	m ² m ²		
焼損程度	焼損程度	全焼 棟 半焼 棟 部分焼 棟 ぼや 棟 計 棟	焼損面積	建物焼損床面積 建物焼損表面積 林野焼損面積	m ² m ² a	
り災世帯数	世帯		気象状況			
消防活動状況	消防本部(署)	台	人			
	消防団	台	人			
	その他	台	人			
救急・救助活動状況						
災害対策本部等の設置状況						
その他参考事項						

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第2号様式（特定の事故）

第 報

- 事故名 {
- 1 石油コンビナート等特別防災区域内の事故
 - 2 危険物等に係る事故
 - 3 原子力施設等に係る事故
 - 4 その他特定の事故

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故種別	1 火災 2 爆発 3 漏えい 4 その他()				
発生場所					
事業所名	特別防災区域	レリア外第一種、第一種、第二種、その他			
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分	発見日時	月 日 時 分		
	(月 日 時 分)	鎮圧日時 (処理完了)	月 日 時 分		
消防覚知方法	気象状況				
物質の区分	1 危険物 2 指定可燃物 3 高压ガス 4 可燃性ガス 5 毒劇物 6 RI等 7 その他()	物質名			
施設の区分	1 危険物施設 2 高危混在施設 3 高压ガス施設 4 その他()				
施設の概要	危険物施設の 区 分				
事故の概要					
死 傷 者	死者(性別・年齢) 人	負傷者等	人(人)		
		重症	人(人)		
		中等症	人(人)		
		軽傷	人(人)		
消 防 防 災 活 動 状 況 及 び 救 急 ・ 救 助 活 動 状 況	警戒区域の設定 使用停止命令	月 日 時 分	月 日 時 分		
		出 場 機 関	出場人員	出場資機材	
		事業所	自衛防災組織	人	
			共同防災組織	人	
			そ の 他	人	
		消 防 本 部 (署)	台		
		消 防 団	台		
		海 上 保 安 庁	人		
自 衛 隊	人				
そ の 他	人				
災害対策本部 等の設置状況					
その他参考事項					

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第3号様式（救急・救助事故等）

第 報

消防庁受信者氏名 _____

報告日時	月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

事故災害種別	1 救急事故 2 救助事故 3 武力攻撃災害 4 緊急対処事態			
発生場所				
発生日時 (覚知日時)	月 日 時 分 (月 日 時 分)	覚知方法		
事故等の概要				
死 傷 者	死者(性別・年齢)	負傷者等 人(人)		
	計 人	重症	人(人)	
	不明 人	中等症	人(人)	
		軽傷	人(人)	
救助活動の要否				
要救護者数(見込)		救助人員		
消防・救急・救助 活動状況				
災害対策本部 等の設置状況				
その他参考事項				

(注) 負傷者欄の()書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その1）
（災害概況即報）

消防庁受信者氏名 _____

災害名 _____（第 報）

報告日時	月 日 時 分
都道府県	
市町村 (消防本部名)	
報告者名	

災害の概況	発生場所		発生日時 覚知日時	月 日 時 分 月 日 時 分						
被害の状況	死傷者	死者	人	不明	人	住家	全壊	棟	一部損壊	棟
		重傷	人	軽傷	人		半壊	棟	床上浸水	棟
	上記以外の被害状況（土砂崩れ、河川の氾濫等）も可能な限り記入。								床下浸水	棟
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	(都道府県)	(市町村)							
	ボランティアセンターの設置状況（設置の有無・設置場所等） ボランティアの活動状況（受入の有無、派遣の状況） その他関連事項									

(注) 第一報については、原則として、覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で記載して報告すること。(確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨(「未確認」等)を記入して報告すれば足りること。)

第4号様式（その2）
（被害状況即報）

都道府県			区分			被害	
災害名 ・ 報告番号	災害名		第 報	田	流失・埋没	ha	
					冠水	ha	
報告者名	第 報			畑	流失・埋没	ha	
					冠水	ha	
報告者名			文教施設			箇所	
区分			被害			病院	箇所
人的被害	死者		人	その他	道路	箇所	
	行方不明者		人		橋りょう	箇所	
	負傷者	重傷	人		河川	箇所	
		軽傷	人		港湾	箇所	
全壊		棟	砂防		箇所		
		世帯	清掃施設		箇所		
		人	崖くずれ		箇所		
半壊		棟	鉄道不通		箇所		
		世帯	被害船舶		隻		
		人	水道		戸		
一部損壊		棟	電話		回線		
		世帯	電気		戸		
		人	ガス		戸		
床上浸水		棟	ブロック塀等		箇所		
		世帯					
		人					
床下浸水		棟	り災世帯数	世帯			
		世帯	り災者数	人			
		人					
非住家	公共建物		棟	火災発生	建物	件	
	その他		棟		危険物	件	
					その他	件	

区 分		被 害		災 等 害 の 対 設 策 置 本 状 部 況	都 道 府 県	市 町 村
公 立 文 教 施 設	千円					
農 林 水 産 業 施 設	千円					
公 立 土 木 施 設	千円					
そ の 他 の 公 共 施 設	千円					
小 計	千円					
公 共 施 設 被 害 市 町 村 数	団体					
そ の 他	農 業 被 害	千円		災 害 適 用 市 町 村 助 助 法 名	計	団 体
	林 業 被 害	千円				
	畜 産 被 害	千円				
	水 産 被 害	千円				
	商 工 被 害	千円				
	そ の 他	千円				
被 害 総 額	千円		消 防 団 員 出 動 延 人 数	人		
備 考	災害発生場所 災害発生年月日 災害の種類・概況 応急対策の状況 119番通報件数 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・避難の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況					

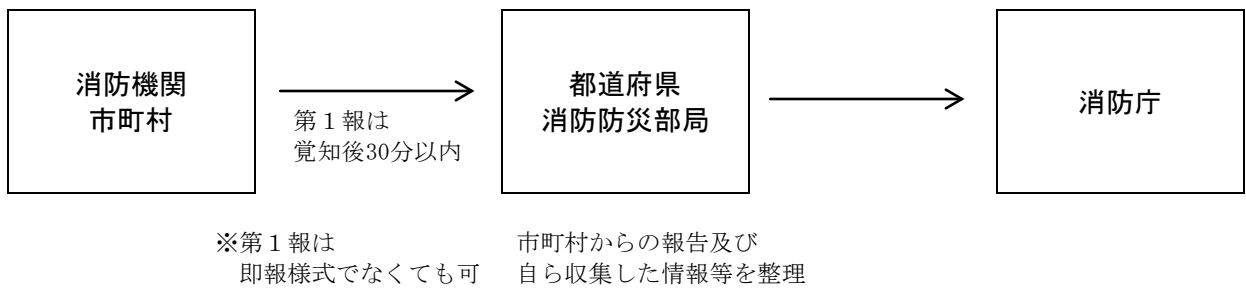
※1 被害額は省略することができるものとする。

※2 119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件（50件を超える場合は多数）と記入すること。

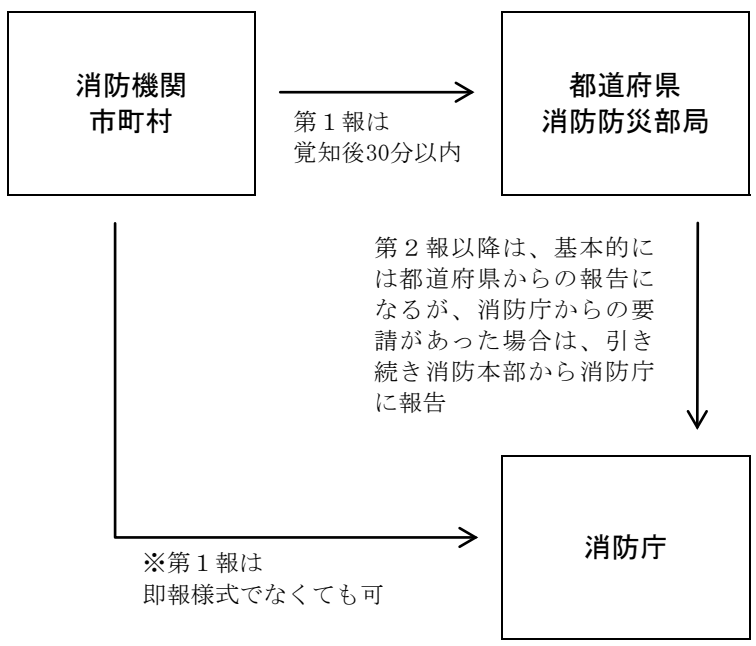
(参考)「火災・災害等即報要領」に基づく報告フロー図

火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防災第267号消防庁長官）は、消防組織法（昭和22年法律第226号）第40条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めたもの。

即 報 基 準



直 接 即 報 基 準



(参考) 火災・災害等即報要領「即報基準」と「直接即報基準」の比較表

災害	様式	即報基準	直接即報基準
建物火災	第1号様式	<p>(1)一般基準</p> <p>① 死者が3人以上生じたもの</p> <p>② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの</p> <p>(2)個別基準</p> <p>① 特定防火対象物で死者の発生した火災</p> <p>② 高層建築物の11階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの</p> <p>③ 大使館・領事館、国指定重要文化財又は特定違反対象物の火災</p> <p>④ 建物焼損延べ面積3,000㎡以上と推定される火災</p> <p>⑤ 損害額1億円以上と推定される火災</p> <p>(3)社会的影響基準</p> <p>報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。</p>	<p>ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災</p>
林野火災	第1号様式	<p>(1)一般基準</p> <p>① 死者が3人以上生じたもの</p> <p>② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの</p> <p>(2)個別基準</p> <p>① 焼損面積10ha以上と推定されるもの</p> <p>② 空中消火を要請又は実施したもの</p> <p>③ 住宅等へ延焼するおそれがある等社会的に影響度が高いもの</p> <p>(3)社会的影響基準</p> <p>報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。</p>	
交通機関の火災	第1号様式	<p>(1)一般基準</p> <p>① 死者が3人以上生じたもの</p> <p>② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの</p> <p>(2)個別基準</p> <p>① 航空機火災</p> <p>② タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災</p> <p>③ トンネル内車両火災</p> <p>④ 列車火災</p> <p>(3)社会的影響基準</p> <p>報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。</p>	<p>① 航空機火災</p> <p>② タンカー火災の他社会的影響度が高い船舶火災</p> <p>③ トンネル内車両火災</p> <p>④ 列車火災</p>
その他の火災	第1号様式	<p>(1)一般基準</p> <p>① 死者が3人以上生じたもの</p> <p>② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの</p> <p>(2)個別基準</p> <p>特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等消防上特に参考となるもの (例示)</p> <p>・消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災</p> <p>(3)社会的影響基準</p> <p>報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。</p>	
危険物等に係る事故	第2号様式	<p>(1)一般基準</p> <p>① 死者が3人以上生じたもの</p> <p>② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの</p> <p>(2)個別基準</p> <p>① 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの</p> <p>② 負傷者が5名以上発生したもの</p> <p>③ 周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの</p> <p>④ 500キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故</p> <p>⑤ 海上、河川への危険物等流出事故</p> <p>⑥ 高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う、火災・危険物等の漏えい事故</p> <p>(3)社会的影響基準</p> <p>報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。</p>	<p>① 死者(交通事故によるものを除く。)又は行方不明者が発生したもの</p> <p>② 負傷者が5名以上発生したもの</p> <p>③ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、500平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの</p> <p>④ 危険物等を貯蔵し又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの</p> <p>ア 海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの</p> <p>イ 500キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等</p> <p>⑤ 市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの</p> <p>⑥ 市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災</p>

災害	様式	即報基準	直接即報基準
原子力災害等	第2号様式	<p>(1) 一般基準</p> <p>① 死者が3人以上生じたもの</p> <p>② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの</p> <p>(2) 個別基準</p> <p>① 原子力施設において、爆発又は火災の発生したものと及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの</p> <p>② 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したものと及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの</p> <p>③ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの</p> <p>④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの</p> <p>(3) 社会的影響基準</p> <p>報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。</p>	<p>① 原子力施設において、爆発又は火災の発生したものと及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの</p> <p>② 放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したものと及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの</p> <p>③ 原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの</p> <p>④ 放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの</p>
その他特定の事故		<p>(1) 一般基準</p> <p>① 死者が3人以上生じたもの</p> <p>② 死者及び負傷者の合計が10人以上生じたもの</p> <p>(2) 個別基準</p> <p>可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの</p> <p>(3) 社会的影響基準</p> <p>報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。</p>	<p>爆発、異臭等の事故であって、報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性のあるものを含む。）</p>
救急・救助事故	第3号様式	<p>① 死者5人以上の救急事故</p> <p>② 死者及び負傷者の合計が15人以上の救急事故</p> <p>③ 要救助者が5人以上の救助事故</p> <p>④ 覚知から救助完了までの所要時間が5時間以上を要した救助事故</p> <p>⑤ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響が高いことが判明した時点でこの報告を含む。）</p> <p>(例示)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故 ・バスの転落による救急・救助事故 ・ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故 ・消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る救急・救助事故 ・不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故 ・全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事象が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべき救急・救助事故 	<p>死者及び負傷者の合計が15人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの</p> <p>① 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故</p> <p>② バスの転落等による救急・救助事故</p> <p>③ ハイジャック及びテロ等による救急・救助事故</p> <p>④ 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故</p> <p>⑤ その他報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いもの</p>
武力攻撃災害	第3号様式	<p>① 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</p> <p>② 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</p>	<p>① 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第2条第4項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害</p> <p>② 武力攻撃事態における我が国の平和と独立並びに国及び国民の安全の確保に関する法律（平成15年法律第79号）第25条第1項に規定する緊急対処事態、すなわち、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態又は当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態</p>

災害	様式	即報基準	直接即報基準
地震災害	第4号様式	<p>(1)一般基準</p> <p>① 災害救助法の適用基準に合致するもの</p> <p>② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの</p> <p>③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの</p> <p>(2)個別基準</p> <p>当該都道府県又は市町村の区域内で震度4以上を記録したもの</p> <p>(3)社会的影響基準</p> <p>報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。</p>	当該市町村の区域内で震度5強以上を記録したもの(被害の有無を問わない。)
津波災害	第4号様式	<p>(1)一般基準</p> <p>① 災害救助法の適用基準に合致するもの</p> <p>② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの</p> <p>③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの</p> <p>(2)個別基準</p> <p>津波により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>(3)社会的影響基準</p> <p>報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。</p>	死者又は行方不明者が生じたもの
風水害	第4号様式	<p>(1)一般基準</p> <p>① 災害救助法の適用基準に合致するもの</p> <p>② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの</p> <p>③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの</p> <p>(2)個別基準</p> <p>① 崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>② 河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>③ 強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>(3)社会的影響基準</p> <p>報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。</p>	死者又は行方不明者が生じたもの
雪害	第4号様式	<p>(1)一般基準</p> <p>① 災害救助法の適用基準に合致するもの</p> <p>② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの</p> <p>③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの</p> <p>(2)個別基準</p> <p>① 雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>② 道路の凍結又は雪崩等により、孤立集落を生じたもの</p> <p>(3)社会的影響基準</p> <p>報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。</p>	
火山災害	第4号様式	<p>(1)一般基準</p> <p>① 災害救助法の適用基準に合致するもの</p> <p>② 都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの</p> <p>③ 災害が2都道府県以上にまたがるもので1の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの</p> <p>(2)個別基準</p> <p>① 噴火警報(火口周辺)が発表され、入山規制又は通行規制等を行ったもの</p> <p>② 火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの</p> <p>(3)社会的影響基準</p> <p>報道機関に取り上げられる等社会的影響度が高いと認められるもの。</p>	死者又は行方不明者が生じたもの

(参考) 被害程度の判定基準等

被害区分		判定基準	
人的被害	死者	当該災害が原因で死亡し、死体を確認したもの、あるいは死体を確認することができないが死亡したことが確実な者とする。	
	行方不明者	当該災害が原因で所在不明となり、かつ、死亡の疑いがある者とする。	
	重傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち1月以上の治療を要する見込みの者とする。	
	軽傷者	当該災害により負傷し、医師の治療を受け又は受ける必要のある者のうち1月未満で治療できる見込みの者とする。	
住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(解釈) 必ずしも一棟の建物に限らない。例えば炊事場、浴場、便所、離れ座敷が別棟であるような場合には、これら生活に必要な部分の棟数は合して一棟とする。なお、社会通念上住家とし称せられる程度のものであることを要しない。したがって、学校、病院等の施設の一部に住み込んで居住しているのはもちろん、一般の非住家として取り扱われている土蔵、小屋であっても現実に住家として人が居住しているときは住家とみなす。</p>	
	世帯	<p>生計を一つにしている実際の生活単位。</p> <p>(解釈) 同一家屋内の親子夫婦であっても、生活の実態が別居であれば当然2世帯となる。また、寄宿舎、下宿、これに類する施設に宿泊し、共同生活を営んでいるものは原則として1世帯とする。</p>	
	全全流	家屋が滅失したもので、具体的には、住家の損壊、焼失もしくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価50%以上に達した程度のものとする。	
	大規模半壊	構造耐力上主要な部分の補修を含む大規模な補修を行わなければ居住することが困難なものを指し、具体的には従来の「半壊」基準内、住家の損壊、焼失もしくは流出した部分の床面積と住家の延床面積との割合による判定(損壊基準判定)が50%以上70%未満のもの、又は住家の主要な構成要素の経済的被害の住家全体に占める損害の割合による判定(損害基準判定)が40%以上50%未満のものをいう。	
	半半壊焼	住家の損壊が甚しいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもの、具体的に損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもの、又は住家の主要構造部の被害額がその住家の時価の20%以上50%未満のものとする。	
	床上浸水	住家の床上以上浸水したもの及び全壊・半壊には該当しないが土砂、竹木等のたい積等のため一時的に居住することができないものとする。	
	床下浸水	床上浸水にいたらない程度に浸水したものとする。	
	一部破損	半壊にいたらない程度の住家の破損で、補修を必要とする程度のものとする。ただし、ガラスが数枚破損した程度のごく小さなものは除く。	
	非住家被害	公共建物	官公署庁舎、公民館、公立保育所等の公用又は公共の用に供する建物で、この基準中他の被害区分に属さないものとする。
		その他	土蔵、倉庫、車庫、納屋等の建物とする。これらの施設に常時人が居住している場合には当該部分は住家とする。
その他の被害	田畑	流失埋没	耕土が流失し、又は砂利等のたい積のため、耕作が不能となったものとする。
		冠水	植付作物の先端が見えなくなる程度に水につかったものとする。
	文教施設	小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園における教育の用に供する施設とする。	
	病院	医療法(昭和23年法律第20号)第1条第1項に規定する病院(患者20人以上の収容施設を有するもの)とする。	
	道路	道路法(昭和27年法律第180号)第2条第1項に規定する道路のうち、橋りょうを除いたものとする。	
	橋りょう	道路を連絡するために河川、運河等の上に架設された橋とする。	
	河川	河川法(昭和39年法律第167号)が適用され、若しくは準用される河川もしくはその他の河川又はこれらのものの維持管理上必要な堤防、護岸、水利、床止その他の施設若しくは沿岸を保全するために防護することを必要とする河岸とする。	
	港湾	港湾法(昭和25年法律第218号)第2条第5項に規定する水域施設、外かく施設、けい留施設又は港湾の利用及び管理上重要な臨港交通施設とする。	

被害区分		判定基準
	砂防	砂防法（明治30年法律第29号）第1条に規定する砂防施設、同法第3条の規定によって同法が準用される砂防のための施設又は同法第3条の2の規定によって同法が準用される天然の河岸とする。
	水道	上水道又は簡易水道で断水している戸数とする。
	清掃施設	ごみ処理施設及びし尿処理施設とする。
	鉄道不通	自動車、電車等の運行が不能となった程度の被害とする。
	被害船舶	動力船で船体が没し、航行不能となったもの及び流失し、所在不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害を受けたものとする。
	電話	災害により通話不能となった電話の回線数とする。
	電気	災害により停電した戸数とする。
	ガス	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となった戸数とする。
	ブロック塀等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数とする。
建物	建物の危険その他	地震又は火山噴火の場合のみ報告すること。
	り災世帯数	災害により被害を受け、通常の生活を維持することができなくなった生計を一つにしている世帯で、全壊、半壊及び床上浸水により被害を受けた世帯とする。
り災者	り災者数	り災世帯の構成員とする。
	災害の態様	
	地すべり	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第2条第1項に規定する現象をいうものとする。
	がけ崩れ	がけ地の崩壊をいうものとする。
	土石流	河床勾配が20分の1以上溪流において、水を含んだ土砂等が下流へ移動する現象をいうものとする。
被害金額	公立文教施設	公立の文教施設とする。
	農林水産業施設	農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和25年法律第169号）による補助対象となる施設をいい、具体的には、農地、農業用施設、林業用施設及び共同利用施設とする。
	公共土木施設	公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和26年法律第97号）による国庫負担の対象となる施設をいい、具体的には、河川、海岸、砂防施設、林地荒廃防止施設、急傾斜地崩壊防止施設、地すべり防止施設、道路、港湾、公園、漁港及び下水道とする。
	その他の公共施設	公共文教施設、農林水産業施設及び公共土木施設以外の公共施設をいい、例えば庁舎、公民館、児童館、都市施設等の公用又は公共の用に供する施設とする。
	農産被害	農林水産業施設以外の農業被害をいい、例えば、ビニールハウス、農作物等の被害とする。
	林業被害	農林水産業施設以外の林産被害をいい、例えば、立木、苗木等の被害とする。
	畜産被害	農林水産業施設以外の畜産被害をいい、例えば、家畜、畜舎等の被害とする。
	水産被害	農林水産業施設以外の水産被害をいい、例えば、のり、漁具、漁船等の被害とする。
	商工被害	建物以外の商工被害で、例えば、工業原材料、商品、生産機械器具等とする。
	商工建物被害	商店、工場等の被害をいうものとする。住宅と併用の場合は住宅部分を除いた被害額とする。
	鉄道施設被害	鉄道施設の被害とする。
	電信電話施設被害	電信電話施設の被害とする。
	電力施設被害	電力施設の被害とする。

- (注) 1 「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」の被害は、災害中間報告にあつては、報告時点で判明している最新の数値を記入するものとし、災害確定報告にあつては、被害の最大値を記入するものとする。
- 2 「地すべり」、「がけ崩れ」及び「土石流」の箇所は、防止施設、人命、住家、公共的建物に被害があったものとする。
- 3 被害額については、原則として施設等にあつては、その再取得価格又は復旧額とし、生産物については、時価とする。なお、公共文教施設、農林水産業施設、公共土木施設及びその他の公共施設で査定済のものについては、その査定金額を記入し、未査定額はカッコ書きとするものとする。

(参考) 雪害に係る被害の取扱いについて

(昭和59年2月24日事務連絡消防庁防災課)

1. 雪害による人的被害として計上するもの

- (1) 雪崩により家屋等が倒壊したことによるもの
- (2) 雪崩に車両等がまきこまれたことによるもの
- (3) 屋根の雪下ろし中、誤って転落したことによるもの
- (4) 屋根雪等の落下によるもの
- (5) 除排雪中に川等に転落したことによるもの
- (6) 除雪して積上げておいた雪が崩れたことによるもの
- (7) 雪によりビニールハウス等が倒壊したことによるもの
- (8) 吹雪等により走行不能となった自動車内に閉じ込められ、一酸化炭素中毒症等になったもの、あるいは凍死したもの
- (9) 吹雪等により道路等の識別が困難になり、道に迷って凍結したもの、あるいは川等に転落したことによるもの
- (10) 除雪作業中、負傷あるいは死亡したもの(除雪機に巻き込まれたもの、除雪機が横転し、下敷きになったもの等を含む。)

2. 雪害による人的被害として計上しないもの

- (1) 雪道を歩行中、転倒して負傷(死亡)したもの
- (2) 雪道を走行中の車両等のスリップ、追突により負傷(死亡)したもの

※(1)、(2)のような事案については、雪害には該当しないが、降雪に基因する事故として、被害報告の「参考資料」として報告すること。

- (3) 脳卒中、心筋梗塞等いわゆる「疾病」によるもの

ただし、除排雪作業中、またはその直後に発症した疾病のうち、明らかに当該除排雪作業が当該者にとって通常の労務と比較して著しく過重であったこと、当該疾病の発症が、直接かつ明らかに当該除排雪作業に基因すること等が客観的に認められる場合に限り、雪害として取り扱って差しつかえない。

様式 4

公 用 令 書

○災害対策基本法

(都道府県知事の従事命令等)

第71条 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、第50条第1項第4号から第9号までに掲げる事項について応急措置を実施するため特に必要があると認めるときは、災害救助法（昭和22年法律第118号）第24条から第27条までの規定の例により、従事命令、協力命令若しくは保管命令を発し、施設、土地、家屋若しくは物資を管理し、使用し、若しくは収用し、又はその職員に施設、土地、家屋若しくは物資の所在する場所若しくは物資を保管させる場所に立ち入り検査をさせ、若しくは物資を保管させた者から必要な報告を取ることができる。

2 前項の規定による都道府県知事の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、その一部を市町村長が行うこととすることができる。

(公用令書の交付)

第81条 第71条又は第78条第1項の規定による処分については、都道府県知事若しくは市町村長又は指定行政機関の長若しくは指定地方行政機関の長は、それぞれ公用令書を交付して行なわなければならない。

2 前項の公用令書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 公用令書の交付を受ける者の氏名及び住所（法人にあつては、その名称及び主たる事務所の所在地）
- 二 当該処分の根拠となった法律の規定
- 三 従事命令にあつては従事すべき業務、場所及び期間、保管命令にあつては保管すべき物資の種類、数量、保管場所及び期間、施設等の管理、使用又は収用にあつては管理、使用又は収用する施設等の所在する場所及び当該処分に係る期間又は期日

3 前2項に規定するもののほか、公用令書の様式その他公用令書について必要な事項は、政令で定める。

○災害対策基本法施行令

(市町村長が事務を行うこととする必要がある場合の措置等)

第29条 都道府県知事は、法第71条第2項の規定によりその権限に属する事務の一部を市町村長が行うこととする必要があると認めるときは、当該事務及び当該事務を行うこととする期間を市町村長に通知するものとする。この場合においては、当該市町村長は、当該期間において当該事務を行わなければならない。

2 都道府県知事は、前項前段の規定による通知をしたときは、直ちに、その旨を公示しなければならない。

1. 従事又は協力命令

従事第	号	公 用 令 書	
		住所 氏名	
災害対策基本法第71条の規定に基づき、次のとおり		従事 を命ずる。 協力	
年 月 日		魚津市長	印
従事すべき業務			
従事すべき場所			
従事すべき期間			
出頭すべき日時			
出頭すべき場所			
備 考			

備考：用紙は、日本工業規格A5とする。

2. 保管命令

保管第 号

公 用 令 書

住所
氏名

第71条
災害対策基本法 の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。
第78条第1項

年 月 日

魚津市長 印

保管すべき 物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備 考

備考：用紙は、日本工業規格A 5とする。

3. 管理、使用又は収用

管理第 号

公 用 令 書

住所
氏名

第71条
災害対策基本法 の規定に基づき、次のとおり
第78条第1項 管理
を使用する。
収用

年 月 日

魚津市長 印

名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備考

備考：用紙は、日本工業規格A 5とする。

4. 処分の変更

変更第	号	公 用 令 書		住所
				氏名
	第71条	の規定に基づく公用令書 (年 月 日 第 号)		
災害対策基本法	第78条第1項			
に係る処分を次のとおり変更したいので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。				
	年 月 日	魚津市長		印
変更した処分の内容				

備考：用紙は、日本工業規格A5とする。

5. 処分の取消し

取消第	号	公 用 令 書		住所
				氏名
	第71条	の規定に基づく公用令書 (年 月 日 第 号)		
災害対策基本法	第78条第1項			
に係る処分を取り消したので、災害対策基本法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。				
	年 月 日	魚津市長		印

備考：用紙は、日本工業規格A5とする。

様式 5

第 号
年 月 日

富山県知事 様

魚津市長 印

自衛隊の災害派遣要請依頼について

自衛隊法第83条第1項の規定により、次のとおり自衛隊の派遣を要請されたく依頼します。

記

1 災害の状況及び派遣を要請する事由

(1) 災害の状況

(2) 派遣を要請する事由

2 派遣を希望する期間

年 月 日 から 年 月 日 まで

3 派遣を希望する区域及び活動内容

(1) 派遣区域

(2) 活動内容

4 その他参考となるべき事項

様式 6

第 号
年 月 日

富山県知事 様

魚津市長 印

自衛隊の撤収要請依頼について

自衛隊の災害派遣を受けていましたが、(災害の復旧)もおおむね終了しましたので、下記のとおり撤収要請を依頼します。

記

1 撤収要請依頼日時

年 月 日 時 分

2 派遣要請依頼日時

年 月 日 時 分

3 撤収作業場所

4 撤収作業内容

様式 7

第 年 月 日 号

富山県知事 様

魚津市長 印

救援物資の調達要請について

災害救助に必要な物資の調達について、次のとおり要請します。

記

1 食料品

要 請 機 関	人数分 (1日当たり)	希望条件等	搬入希望場所 (別図のとおり)
月 日 ～月 日まで (日間分)	人		

2 その他の救援物資

要 請 機 関	人数分 (1日当たり)	希望条件等	搬入希望場所 (別図のとおり)
月 日 ～月 日まで (日間分)	人		

担 当 部 署		
連 絡 先	電 話	
	携 帯 等	
	F A X	
	E-mail	

様式 8

避難所開設状況報告書（中間・確定）

（ 年 月 日 時 分現在）

施設名	開設日時	閉鎖日時	避難者数 (実数)	避難者数 (延数)	備 考

※備考欄には、避難所の状況等を記入すること。

避難者名簿

避難所名	
------	--

(年 月 日 時 分)

番号	住所	氏名	年齢	性別	備考(続柄等)

(小計 名、うち 65歳以上 名、乳幼児 名)

合計 名、うち 65歳以上 名、乳幼児 名

※ 「備考」欄には、続柄、避難にあたっての留意事項を記入する。
 ※ 避難所の開設が中長期化する（と見込まれる）場合は、別途避難者名簿（世帯票）を作成する。

避難者名簿（世帯票）

避難所名	
------	--

①	世帯代表者氏名				住所 電話		
	入所年月日	年	月	日			
②	ご 家 族	ふりがな 氏 名	年齢	性別	要援護者	所属町内会名	
						家屋の 状 況	全壊・半壊・一部損壊 断水・停電・ガス停止・電話不通
						親族等 連絡先	
						支援 区分	<input type="checkbox"/> 避難所への入所を希望 <input type="checkbox"/> 在宅のまま避難所サービスの 利用を希望
※ここに避難した人だけ記入してください							
ご家族に、入れ歯や眼鏡等の不備、病気などの特別な配慮を必要とする方がいるなど、注意点があつたらお書きください。							
特技や資格をお持ちの方がいらっしゃいましたら、氏名と特技・資格の内容をお書きください。							
氏名		特技・資格					
③	他からの問い合わせがあつたとき				登録日 (入所日)	※	
	住所、氏名を公表してもよいですか？		よい よくない				
④	退出年月日		年	月	日	登録解除日 (退所日)	※
	転出先 (氏名)	住所					
		電話					

- この名簿は、入所時に世帯代表の方が書いて名簿係に提出してください。
- ※印の箇所は、名簿係が記入しますので避難者の方は記入しないでください。
- 入所にあたり、この名簿を記入し、提出することによって避難者として登録され、避難所での生活支援が受けられるようになります。
- 内容に変更がある場合は、速やかに名簿係に申し出て修正してください。
- 他からの問い合わせに対し、住所と氏名を公表してもよいか必ずお書きください。
- 名簿の内容を公表することによって、親族等の方々に安否を知らせるなどの効果がありますが、プライバシーの問題がありますので、公表の可否についてご家族で判断してください。

り災証明申請書

魚津市長

あて

平成 年 月 日

申請者	住所	TEL		
	氏名	印		
事業所	所在地			
	事業所名	印		
り災日時	平成 年 月 日 時 分頃			
り災場所				
使用目的				
証明書の提出先				
申請通数	個人	通	事業所	通
主管課名				

り災証明書

り災場所						
世帯主名		所有者名	事業主名	事業所名又は建物名		
り 災 状 況	り災年月日	平成 年 月 日				
	り災の原因	1 地震 2 水害 3 風害 4 その他 ()				
	人的被害	1 死亡 名 2 行方不明 名 3 負傷 名 4 なし				
	物的被害	建物の種類	1 専用住宅 2 共同住宅 3 店舗併用住宅 4 店舗 5 事務所 6 倉庫 7 その他 ()			
		被害の程度	1 全壊 (焼) 2 全流失 3 大規模半壊 4 半壊 (焼) 5 一部損壊 6 床上浸水 7 床下浸水 8 店舗浸水 9 その他被害 ()			
世帯 人 数	氏名	続柄	生年月日	備考		
		世帯主				

上記のとおり、り災したことを証明する。

平成 年 月 日

魚津市長

様式 13

り 災 者 台 帳

				地 区		町内会						
被災月日	平成 年 月 日	調査月日	平成 年 月 日	災害名								
世帯主 氏 名	世帯人員 人		住 所									
			避難先	()								
世帯類型	老人・生保・障害・母子・寡婦・要保護・その他 ()											
店舗等の 名 称 事業主名 所有者名	従業員数 人		所在地									
			連絡先	()								
建 物 の 状 況	区 分	住 家			非 住 家			被 害 の 程 度	全壊・全焼・全流失・大規模半壊・半壊・半焼・一部損壊			
	該当の 種別に○	専 門 住 宅	共 同 住 宅	店 舗 住 宅	店 舗	事 務 所	倉 庫 な ど		A	床上浸水	床から cm	
		土砂堆積	床から cm									
	自 家 ・ 借 家 ・ 間 借	平 屋								B	床下浸水	地面から cm
		2階建								土砂堆積	床から cm	
	3階建 以 上									C	店舗浸水	床面から cm
										土砂堆積	床面から cm	
								D	一部損壊			
延 床 面 積	m ²			店 舗 等 面 積	m ²			E	その他 被 害			

※ 被害区分（1死亡・2行方不明・3重傷・4軽傷・5なし）

氏名	性別	生年月日	続柄	職業（学校・学年）	※被害区分	備考
	男・女		世帯主		1・2・3・4・5	
	男・女					
	男・女					
	男・女					
	男・女					
	男・女					
連絡事項				調 査 責 任 者	課名 氏名	

様式 14

○ ○				
救助 の 種 類	避	炊	水	救出
	修理	学用	死捜	死処
	障害	仮住	品目	医療
	○	○		
救助実施記録日計票				
責任者 地区責任者			班 氏名 氏名	
No. _____ (月 日 時 分)				
員 数 (世帯)				
品目 (数量・金額)				
受 入 先				
払 出 先				
場 所				
方 法				
記 事				

〔記入要領〕

- (1) 各救助の種類ごとに一葉作成する。
- (2) 記録票欄外の「No.欄」には、記録票作成ごとに一連番号を付するものとし、前回分を訂正する必要がある場合、例えば、No.10の次にNo.5の分を訂正する場合には、No.11 (No.5 訂正) と記載し、前回分No.5の記録票には朱で×印を付し、(No.11に訂正済) とし、棄却することなくそのままナンバー順に綴っておくこと。
なお、救助の実施種類が多い場合には、救助の種類ごとに一連番号を付し、ナンバー順に綴ってよい。
- (3) 記録票欄外の「救助の種類」欄の該当の救助名を○でかこみ、欄内該当欄に必要最少限度の事項を記入すること。
- (4) 機械器具等を無償で借上げた場合についても記録票を作成すること。
- (5) 災害救助基金より放出した場合についても同様とすること。
- (6) 被服寝具その他生活必需品の給与等で、県調達分と市町村調達分の双方があるときは、それぞれ別個に記録票を作成すること。

〔報告要領〕

<p style="text-align: center;">救助の種類</p> <p>避難所の設置 応急仮設住宅の設置 炊出しその他による食品の給与 飲料水の供給 被服寝具その他生活必需品の給与 医療及び助産 災害にかかった者の救出 災害にかかった住宅の応急修理 学用品の給与 埋葬 遺体の搜索 障害物の除去</p>	<p style="text-align: center;">報告事項</p> <p>箇所数、避難人員 設置 (希望) 戸数 箇所数、給食数、給食人員 対象人員 主なる品目別給与点数及び給与世帯数 班数、医療機関数、患者数、分娩者数 救出人員、行方不明者数 対象世帯数 小中学校別対象者及び給与点数 埋葬数 遺体処理数 対象世帯数</p>
---	---

救 助 日 報

報告機関				受信機関				
発信者				受信者				
報告時限		月 日 時現在		受信時間		月 日 時 分		
避難所開設	開設期間	開設日時	日 時	被服寝具生活必需品給与	県から受入又は前日からの繰越量		点	
		閉鎖予定日	月 日		本日支給	全失世帯数	(世帯) 点	
	既存建物	箇所数	カ所			半失、床上浸水世帯数	(世帯) 点	
		収容人員	人		翌日への繰越量		点	
野外仮設	箇所数	カ所	医療・助産救助	医療救護班	医療救護班出動数		ヶ班	
	収容人員	人			救助地区			
炊出期間	開始月日	月 日		医療機関	診療者数	医療	人	
	終了予定日	月 日				助産	人	
炊出し	炊き出し箇所数				医療	施設数	カ所	
	炊出人員	朝				人	診療人員	人
		昼			人	助産	施設数	カ所
		夕			人		診療人員	人
計	人	救助終了予定月日		月 日				
給水	供給地区数		地区	り 災 者 救 出	救出地区			
	供給実人員		人		救出をした人員		人	
	供給水量		ℓ		今後救出を要する人員		人	
	給水期間	開始月日	月 日		救出終了予定月日		月 日	
		終了予定日	月 日		救出の方法			
給水方法								

学用品支給	県より受入れ又は前日よりの繰越量		点	死体の処理	死亡原因別人員				
	本日支給	小学生	全失世帯		()人点	死体処理	死体洗浄		体
		小学生	半失(床上浸水)世帯		()人点		死体縫合		体
	中学生	中学生	全失世帯		()人点		死体消毒		体
		中学生	半失(床上浸水)世帯		()人点	死体保存	既存建物利用		カ所
翌日への繰越量			点	仮設建物			カ所		
埋葬救助	前日までの埋葬		体	障害物除去	死体処理機関				
	本日埋葬	大人	体		今後死体処理を要する死体		体		
		小人	体		死体処理終了予定月日		月 日		
		計	体		障害物除去を要する戸数		戸		
	翌日以降の要埋葬数		体		本日除去した戸数		(計 戸) 戸		
埋葬終了予定月日		月 日	今後除去を要する戸数		戸				
死体の搜索	搜索地区			輸送	障害物除去の終了予定月日		月 日		
	死体	搜索を要する死体			体	公用車使用		台	
		本日発見死体			体	借上車使用		台	
		今後の要搜索死体			体	救助の種類			
	搜索の方法				賃金職員等雇上数		人		
搜索終了予定月日		月 日	従事作業						
仮設住宅	着工月日		月 日	その他					
	竣工月日		月 日						
住宅修理	着工月日		月 日						
	竣工月日		月 日						

義援物資受付台帳

番号	受領日	受領物資内容	受領方法	相手方	住所 氏名
					電話
	..		<input type="checkbox"/> 持 参 <input type="checkbox"/> 輸 送 <input type="checkbox"/> その他	〒	
				TEL ()	-
	..		<input type="checkbox"/> 持 参 <input type="checkbox"/> 輸 送 <input type="checkbox"/> その他	〒	
				TEL ()	-
	..		<input type="checkbox"/> 持 参 <input type="checkbox"/> 輸 送 <input type="checkbox"/> その他	〒	
				TEL ()	-
	..		<input type="checkbox"/> 持 参 <input type="checkbox"/> 輸 送 <input type="checkbox"/> その他	〒	
				TEL ()	-
	..		<input type="checkbox"/> 持 参 <input type="checkbox"/> 輸 送 <input type="checkbox"/> その他	〒	
				TEL ()	-
	..		<input type="checkbox"/> 持 参 <input type="checkbox"/> 輸 送 <input type="checkbox"/> その他	〒	
				TEL ()	-